原判決中控訴人敗訴の部分を取消す。 被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。

実

控訴指定代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は「控訴人の控訴を棄却 する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。 当事者双方の事実上及び法律上の陳述、証拠の提出、援用、認否は、

控訴指定代理人に於て、

(-)本件A丸は被控訴人に対する貿易等臨時措置令違反被疑事件の証拠物と して押収せられたもので、右A丸の押収された昭和二十四年十月五日当時は、被控 訴人に於て右A丸を占有していた。

A丸が被控訴人の許に帰り、被控訴人がその占有を得たのが昭和二十四

年八月四日頃であつたことは、之を認める。

被控訴人は、本件A丸の船長訴外B外二名と共に、本件A丸による密輸 (Ξ) 入事犯に関連して関税法違反幇助、貿易等臨時措置令違反幇助被告事件として起訴 せられ、被控訴人については右公訴事実に対し無罪判決確定したが、訴外B外二名 については有罪判決確定するに至つた。而して、被控訴人は本件A丸を密輸入に供 用せられた事情を知つてその占有を取得したのであるから、同船舶は、右B外二名 に対する有罪判決に於て当然没収すべかりしものであつたのである。従つて、 官が、被控訴人等に対する右被告事件の第一審に於ける判決言渡前に、刑事訴訟法第百二十二条に基き、没収できる押収物と思料してなしたA丸の換価処分は何等違法の点なく、控訴人は被控訴人主張の如き損害賠償義務はない。けだし、関税法第八十三条第二項は、犯人以外の者が犯罪後密輸の用に供した船舶を取得した場合に おいて、その取得の当時善意であつたことを認めることが出来ない以上、その船舶 を没収すべきものと定め、しかも同条第二項の「取得」の中には所有権の取得のみ ならず占有の取得をも含むものと解すべきことは、同条第一項が、刑法第十九条の 没収の特則として、犯人所有の物件のみならずその占有中の物件をも没収すべきも のとしていることから見ても、明白である。従つて、犯罪後密輸の用に供した船舶 の占有を犯人以外の者が悪意で取得した場合には、その者が右船舶の本来の所有者 であると、然らざるとの別なく、右船舶は必ず没収すべきものであるからである。

(四) 仮りにA丸の換価処分が違法であるとしても、次の(イ)(口)に述べ る通り検察官には之に付過失の責むべきものがないから、控訴人には本件賠償の義

務はない。

- (イ) 被控訴人はA丸が密輸品を積載して大潟港に帰港した際、Dが契約の趣 旨に反してA丸を使用しているのであることを知つたのであるから、直にA丸の賃貸借契約を解除し得る地位にあつたに拘らず、契約解除の措置に出でず、且つ自己の輩下たる船長等に下船を命ずることもなく、出港を黙認して密輸品の陸揚げを督 促しているのである。斯様な事実関係に於ては、不作為による幇助罪の成立が考え られるのであつて、一概に被控訴人に対する公訴事実の不成立を即断するを得ない のであるから、検察官が之を積極に解したからといつて直に過失ありとなすを得な
- 仮に、被控訴人に対する公訴事実が認められるものと思料し従つて本件 押収物たるA丸が没収できるものと思料したことにつき、検察官に過失ありとして も、被控訴人はA丸の悪意の取得者であるから、検察官が、被控訴人と共に起訴し た船長B外二名が有罪である限り、右A丸はB外二名の関係に於て、没収すること のできるものと考えたことは無理からぬことであつて、この点からみても、之を換 価処分に付したことにつき何等違法は存しない。
- なお一般に押収物の換価処分は刑事訴訟法第百二十二条により没収する (五) ことのできる押収物で、滅失若くは破損の虞れがある場合にこれを売却してその代価を保管することが出来ることになつているが、この処分は、事柄の性質上、急を要する場合が多く、その没収性の考慮について検察官のなすべき注意義務は、裁判 官が判決による判断を加える場合と同一程度のものたることを要請せらるるもので ないと解すべきである。

と述べ、被控訴代理人に於て、

控訴人主張の前記(一)の事実及び(二)の事実中被控訴人がA丸船長 B外二名と共に控訴人主張の罪名によつて起訴せられ、被控訴人に対しては典罪の 判決があつたが、右B等に対しては有罪判決が言渡され、その判決が確定したこと

はいずれも認める。

(二) 本件のA丸が船長Bより被控訴人に返還せられたのは昭和二十四年八月四日頃で、右船長Bは同日頃天草大潟港に帰来して間もなく被控訴人より解雇せられ、従つて、A丸押収当時Bは被控訴人の使用人でなかつた。

と補述した外、原判決事実摘示と同一だから。ここに之を引用する。

理中

ニ、 被控訴人は、右A丸の換価処分は違法であり、敢て之をなした検察官には 過失の責があるから之による損害賠償を求むる、というのである。

思うに、検察官は国家の公権力を行使する公務員として、その職務を執行するに 当つては法令及び条理に基きその職務上の義務に従い慎重事に当りいやしくも過誤 なからんことを期すべきものであつて、若し右義務に違反しよつて他人に損害を加 えた場合には国家に於て之が賠償の義務を負担するものであることは、国家賠償法 の明規するところである。

此点につき被控訴人は「被控訴人は本件A丸を、之が関税法違反の船舶に使用せらるることは知らずに、他に賃貸したのであり後に之が返還を受くるに至つて始めて、右の事実を知るに至つたのであるから、かかる場合には関税法第八十三条第一、二項の適用なく、A丸は没収さるべき筋合ではない。」と主張する。

しかして、原判決は此点につき「同条第二項の占有取得者中には、本件の如く本来所有者である被控訴人が賃貸借の終了又は解除等の理由により目的船舶の返還を受け、よつて占有を得たような場合までも包含するものではない。」と説示している。しかし乍らこの見解にはにはかに賛同することが出来ない。蓋し、同法条第一項は、刑法第十九条に対する特別規定として、いやしくも、裁判言渡当時右八十三条第一項所定の船舶等の占有が犯人に存する場合にはその所有権が犯人にあると第三者にあるとを間はず没収すべきものと解〈要旨第一〉せられるところであつて、ことよりして考えれば同条第二項にいわゆる「取得」と云うのは、所有権の〈/要旨第一〉取得のみならず、占有の取得をも含むものであつて、たとえ本来の所有者に

船舶の占有(直接占有たると間接占有たるとを問わぬ)が復帰した場合であつても、その占有回復のとき善意でなかつたならば、没収を免れ得ないものと解せざるを得ないのである。この事は、一見本件被控訴人の様に、犯罪の用に供せられることを知らずして、船舶を貸与した者に対し、苛酷な解釈の様に見えるけれども、実は左様ではないのである。けだし、船が船主に返されずに犯人の占有にとどまつていたならは、たとえ船主が犯行の事を知らずに居つても、同条第一項により没収を免れないことを考え合せれば明白である。

そもそも同条第一項が、犯人の占有にかかる物でさえあれば、所有者の如何を問わず没収し得ることを規定したのが、善意の所有者にとつては、いささか苛酷に思われるのであるが、然し、これは、同法所定の犯罪の特異性に鑑みて、特にかように規定してあるのであろうから、今更右の解釈を左右するわけにはいかぬ。

四、 而して、本件換価処分当時A丸が減失若くは破損の虞れがあり且つ保管にも不便であつたことは、真正な公文書と認められる乙第七号証、原審に於ける検証の結果(第一回)及び原審証人Eの証言を綜合して認め得るところであり、右認定と相容れない原審に於ける被控訴本人尋問の結果は当裁判所の措信しないところで他に右認定を覆すに足る証拠はない。

そうだとすれば、検察官が押収物たる本件A丸を没収することのできるものとし、滅失若しくは破損の虞れがあり又は保管に不便なりと思料して本件換価処分に及んだことについては、何等の違法も存しないし、従つて之につき過失の責むべきものがないから右処分が違法にして検察官に過失あることを原因とする被控訴人の本訴請求は、所詮理由なしとして全部棄却を免れないものである。よって、本件控訴はその理由があるから、原判決中被控訴人の請求の一部を認容

よつて、本件控訴はその理由があるから、原判決中被控訴人の請求の一部を認容した部分を取消して被控訴人の請求を棄却すべく、訴訟費用の負担につき民事訴訟 法第三百八十六条、第八十九条、第九十六条を適用して主文の通り判決する。

(裁判長判事 森静雄 判事 竹下利之右衛門 判事 高次三吉)